

令和 3 年 9 月 1 6 日
高齢・障害・求職者雇用支援機構

求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項の重要なお知らせ

令和 4 年 1 月以降に開講する訓練科の認定申請について、次のとおり、「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」（以下「申請の留意事項」という。）の修正を行いました。

※具体的な相談・申請・スケジュールについては、各都道府県支部までお問い合わせください。

主な変更内容等

1. 留意事項の適用時期について

【該当箇所】 目次 上

2. 定員変更（増）に係る取扱いについて

求職者支援訓練については、認定された訓練科の定員変更が認められていなかったところですが、今般の改正に伴い、定員を上回る応募が見込まれる場合は、所定の手続きを行うことにより、認定後の定員変更（増員する場合に限る。）が認められることとなりました。

【該当箇所】 「申請の留意事項」第 5 4. (6)、別紙 1 3、「チェックリスト」 1 4 掲載すべき事項

3. 雇用関係各種給付金の不正受給について

雇用関係各種給付金を不正受給等した場合、不支給期間の開始時期に関わらず、「全国」において求職者支援訓練の申請が認められない旨、修正しました。

【該当箇所】 「申請の留意事項」第 6 1. (8)

4. オンライン訓練について

講師が訓練実施施設外からオンライン訓練を実施することについて認められていなかったところですが、講師が訓練実施施設外からオンライン訓練を実施することについて認められることとなりました。

→詳しくは【別紙 1 5】「オンライン訓練を実施するに当たっての留意事項」をご覧ください。

【該当箇所】 「申請の留意事項」第 6 1. (16)、別紙 1 5

5. プリンタの台数について

訓練カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合にあっては、受講者10人に1台（レーザープリンタの場合は30人に1台）以上の割合でプリンタの設置が必須要件とされていたところですが、今般の改正に伴い、訓練カリキュラム上、プリンタを使用しない場合は、設置不要となりました。

【該当箇所】 「申請の留意事項」第6 2. (3) ⑨、「チェックリスト」3 (プリンタの設置台数)、「認定申請様式【基礎コース用】」3号8 ※パソコン関係、「認定申請様式【実践コース用】」3号8 ※パソコン関係

6. 職業訓練の実績について

申請する職業訓練を開始しようとする日から遡って3年間に実施した職業訓練の実績（訓練期間及び総訓練時間）が、申請する職業訓練の7割に満たない場合でも、特例として認められるケースについて追記しました。

【該当箇所】 「申請の留意事項」第6 2. (4) ⑧

7. 職場見学、職場体験、職業人講話について

申請機関においても実施できる旨、修正しました。

【該当箇所】 「申請の留意事項」第6 2. (5) ⑩、「チェックリスト」5 職場見学等

8. 受講者が負担するその他費用について

ソフトウェアについては、受講者の費用負担が認められていなかったところですが、オンライン訓練でパソコンを受講者自らが用意する場合においては、受講者の費用負担が認められる旨、修正しました。

【該当箇所】 「申請の留意事項」第6 2. (9) ③

9. その他

訓練実施機関の皆様から問い合わせの多い内容等について、軽微な修正を行いました。

令和4年1月以降に開講する訓練科からの申請の留意事項 改訂項目一覧

別紙

番号	文書	改訂箇所	ページ	改訂内容	備考
1	①留意事項(本文)		目次 上	留意事項の適用時期について	
2	①留意事項(本文) ②留意事項(別紙13)	① 第5 4. (6)定員(増員する場合に限る。) ② ⑥及び⑩ ③ 14「掲載すべき事項」	①p.8	定員変更(増)に係る取扱いについて	求職者支援訓練については、認定された訓練科の定員変更が認められていなかったところですが、今般の改正に伴い、定員を上回る応募が見込まれる場合は、所定の手続きを行うことにより、認定後の定員変更(増員する場合に限る。)が認められることとなりました。
3	①留意事項(本文)	①第6 1. (8)	①p.13,14	雇用関係各種給付金の不正受給について	雇用関係各種給付金を不正受給等した場合、不支給期間の開始時期に関わらず、「全国」において求職者支援訓練の申請が認められない旨、修正しました。
4	①留意事項(本文) ②留意事項(別紙15)	①第6 1. (16) ②留意事項(別紙15)	①p.15	オンライン訓練について	講師が訓練実施施設外からオンライン訓練を実施することについて認められていなかったところですが、講師が訓練実施施設外からオンライン訓練を実施することについて認められることとなりました。 →詳しくは【別紙15】「オンライン訓練を実施するに当たっての留意事項」をご覧ください。
5	①留意事項(本文) ②認定申請様式【基礎コース用】 ③認定申請様式【実践コース用】	①第6 2. (3)⑨ ②③認定様式第3号8「※パソコン関係」 「プリンタ台数」	①p.25	プリンタの台数について	訓練カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合にあっては、受講者10人に1台(レーザープリンタの場合は30人に1台)以上の割合でプリンタの設置が必須要件とされていたところですが、今般の改正に伴い、訓練カリキュラム上、プリンタを使用しない場合は、設置不要となりました。
6	①留意事項(本文) ②留意事項(別紙2)	①第6 2. (4)⑧	①p.32	職業訓練の実績について	申請する職業訓練を開始しようとする日から遡って3年間に実施した職業訓練の実績(訓練期間及び総訓練時間)が、申請する職業訓練の7割に満たない場合でも、特例として認められるケースについて追記しました。
7	①留意事項(本文)	①第6 2. (5)⑯	①p.40	職場見学、職場体験、職業人講話について	申請機関においても実施できる旨、修正しました。
8	①留意事項(本文)	①第6 2. (9)③	①p.47	受講者が負担するその他費用について	ソフトウェアについては、受講者の費用負担が認められていなかったところですが、オンライン訓練でパソコンを受講者自らが用意する場合においては、受講者の費用負担が認められる旨、修正しました。
9	全般			【修正】軽微な文言の追記・修正。	